

## 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の冬季延長について

当社は、国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、「本事業」といいます）に参加申請し採択されております。

2026年2月～4月分（1月使用分から3月使用分）の電気料金において、本事業に応じた特別措置を適用いたします。なお、本事業の適用にあたり、お客さまから当社に申し込みいただく必要はありません。

### 1. 本事業の概要

2025年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に基づき、1月・2月・3月の3ヶ月について、電気・ガス料金支援の実施に伴い、政府が各小売電気事業者を通じて、電気・ガス料金の値引きを行うものです。

### 2. 適用対象・実施期間

当社と低圧・高圧の電気需給契約を締結されている全てのお客さまが対象

2026年2月～4月分（2026年1月～3月使用分）の電気料金について値引きを行います。

### 3. 値引きの内容

電気の使用量に応じて以下の値引きを行います (税込)

供給区分	2月分	3月分	4月分	モデルケース
低圧	4.5円/kWh	4.5円/kWh	1.5円/kWh	200kWh/月の値引額では、3月分は900円、4月分は300円
高圧	2.3円/kWh	2.3円/kWh	0.8円/kWh	

### 4. 値引き額の確認方法

各月の請求明細に「政府の支援割引」として値引き額が掲載されます。

※最低料金の設定があるプランをご契約のお客さまについては、最低使用量分と超えた分  
それぞれに適用されます。

本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の[特設サイト](#)又はお問い合わせ窓口へお問い合わせください。

お問い合わせ窓口

＜フリーダイヤル＞ 0120-013-305 平日 9:00～17:00（年末年始を除く）

以上